

墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（保険料を徴収すべき被保険者） 第 3 条 区が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。 (1) 区内に住所を有する被保険者（法第 5 5 条（<u>法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。</u>）の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。） (2) 法第 5 5 条第 1 項（<u>法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第 5 5 条第 1 項に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>法第 5 5 条第 1 項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際区内に住所を有していた被保険者 (3) 法第 5 5 条第 2 項第 1 号（<u>法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際区内に住所を有していた被保険者 (4) 法第 5 5 条第 2 項第 2 号（<u>法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第 5 5 条第 2 項第 2 号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際区内に住所を有していた被保険者</u> (5) <u>法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により区内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u>	〔同左〕 第 3 条 〔同左〕 (1) 区内に住所を有する被保険者（法第 5 5 条の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。） (2) 法第 5 5 条第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>同項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際区内に住所を有していた被保険者 (3) 法第 5 5 条第 2 項第 1 号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際区内に住所を有していた被保険者 (4) 法第 5 5 条第 2 項第 2 号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際区内に住所を有していた被保険者</u> 〔新設〕

付 則

付 則

(平成20年度における被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における第3条に規定する被保険者（次条第1項に規定する被扶養者であった被保険者を除く。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 第1期 7月1日から同月31日まで
(2) 第2期 8月1日から同月31日まで
(3) 第3期 9月1日から同月30日まで
(4) 第4期 10月1日から同月31日まで

(5) 第5期 11月1日から同月30日まで

(6) 第6期 12月1日から翌年1月4日まで

(7) 第7期 1月1日から同月31日まで

(8) 第8期 2月1日から同月末日まで

(9) 第9期 3月1日から同月31日まで

2 平成20年度において、第3条に規定する被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「区長が別に定める」とあるのは、「7月1日以後における区長が別に定める時期とする」とする。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第3条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 第1期 10月1日から同月31日まで

(2) 第2期 11月1日から同月30日まで

(延滞金の割合の特例) <u>第2条</u> 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	(3) <u>第3期</u> <u>12月1日から翌年1月4日まで</u> (4) <u>第4期</u> <u>1月1日から同月31日まで</u> (5) <u>第5期</u> <u>2月1日から同月末日まで</u> (6) <u>第6期</u> <u>3月1日から同月31日まで</u> <u>2 平成20年度において、被扶養者であつた被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「区長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における区長が別に定める時期とする」とする。</u> 〔同左〕 <u>第4条</u> 〔同左〕
--	--

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。